赤ちゃんの四季（20）　平成17年冬

「軽度発達障害」をもつ子たち

軽度発達障害児とは、発達障害が軽度であるといった意味合いではなく、知的障害はないか、あっても軽度である発達障害児のことをいい、一般的には学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能広汎性発達障害をさして呼んでいます。落ち着きがない、こだわりが強いといった類の問題を抱えた子どもたちは、周囲の人々からはもちろん親からも理解されにくく、親からはもっと厳しい躾を、教師からはもっと厳しい生活指導を求められ勝ちです。

この軽度発達障害児を対象にしたのが「発達障害者支援法」で、平成17年4月から実施され、子どもたちの問題発達行動を的確に捉え、理解し、子どもを取り巻く生活環境が整えられることになりました。

軽度発達障害児は、ある特定の機能のみが障害されており、大半の機能が正常か正常以上のことが少なくありません。子どもの短所ばかりを直そうとするのではなく、優れた点を見つけ出し、引き伸ばしてやることが大切です。

神戸市のすこやか保育支援事業においても、これまでは身体障害児、知的障害児が中心であったのが、本年に入り軽度発達障害児が統合保育の対象児になるケースが急増しています。統合保育では、保護者が労働や疾病のために保育が困難なケースであるために、当該児童の成長発達を促進する上で保育園が重大な任務を担うことになります。

統合保育は他の児童との集団による保育であるために、子どもたちによる刺激が当該児童の発達を促すとともに、健常児は年少時より身近にその存在を知ることになり、成人したときにも障害者に対していたわりのある人の育っていくことになります。